

千葉県立千葉高等学校同窓会 千葉葛城会会則

- 第 1 条 本会は千葉葛城会と称する。
- 第 2 条 会員相互の親睦を図り「千葉高校同窓会」の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は千葉県立千葉高等学校同窓会会員のうち、希望者で主に千葉市に在住及び関係する者をもって構成する。
- 第 4 条 本会は次の事業を行う。
1. 総 会
 2. 役員会等
 3. その他目的達成に必要な行事
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 5. 会計監査 | 2 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 6. 常任幹事 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1 名 | 7. 学年幹事 | 若干名 |
| 4. 会 計 | 若干名 | 8. 参 与 | 若干名 |
- 第 6 条 役員は役員会で選出し、総会において承認する。役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 7 条 会長は本会を代表し、会の円滑な運営と発展を図る。
副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は、職務を代行する。
事務局長は、本会の事務を総括し、会計は金銭の出納を管理し、会計監査はこれを監査し、総会において報告する。
- 第 8 条 常任幹事は学年幹事より互選し、会務を審議し、会務を担当する。
- 第 9 条 学年幹事は各卒業年次から選出し、会の円滑な運営を図る。
- 第 10 条 参与は会長が会運営に必要と認める時任命し、任免は会長が行なう。
- 第 11 条 総会は毎年一回開催し、事業報告、会計報告、監査報告、役員改選、会則改定、その他の事項を協議する。
- 第 12 条 役員会は、総会の企画・運営、その他目的を達成するため必要に応じて会長が招集する。
議長は会長に一任する。
- 第 13 条 会の運営維持は会費及び助成金、寄付金により賄う。
- 第 14 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日をもって終わる。
- 第 15 条 本会則の改定は、総会の承認を要する。
- 付 則 この会則は平成 22 年 6 月 4 日より施行する。
平成 22 年 7 月 3 日一部改正